

令和 8 年度
みどり市「電話でバス」運行事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月
みどり市

1. 趣旨

本事業は、みどり市において運行しているデマンド型乗合交通「電話でバス」について、利用者の利便性向上及び持続可能な公共交通の確保を目的として実施するものである。

みどり市では、令和 8 年 3 月に策定した「みどり市地域公共交通計画」において、「将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築」を基本方針に掲げ、「電話でバス」の改善・見直しを重点施策の一つに位置付けている。同計画では、住民の高齢化の進行や「バス停まで遠い」といった利用実態を踏まえ、玄関先まで迎えに行く仕組みも含めた運行体制の見直しや、予約の取りやすさの向上など、効率的で利用しやすいデマンド交通を目指すこととしている。

現在、「電話でバス」は市民の日常生活を支える重要な移動手段として定着している一方で、希望する時間帯の予約が取りにくい、特定の時間帯に予約が集中する一方で夕方には空きが見られるなど、需要と供給のミスマッチが生じている。また、車両配置などについても見直しが求められている。令和 7 年 10 月には運行システムをリニューアルし、配車効率や利用者の利便性向上を図ってきたものの、更なる改善が必要な状況である。

このため、本事業では、運行体制の最適化、予約・配車方法の改善、需要の平準化に向けた方策、さらには玄関先までの送迎のあり方などについて、民間事業者の有する専門的知見や創意工夫を活かした提案を広く求めるものである。

事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案内容、業務遂行能力、運行実績及び見積額等を総合的に評価し、本市の地域公共交通を担う最も適した事業者を選定することで、「電話でバス」のさらなる利便性向上と持続可能な運行体制の構築を目指す。

2. 事業概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 事業名 | みどり市「電話でバス」運行事業 |
| (2) 履行期間 | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）
※地方自治法第 234 条第 3 項に基づく長期継続契約とする。 |
| (3) 履行区域 | みどり市笠懸町、大間々町及び市が指定する桐生市の一部区域
※別紙「バス停留所一覧表(参考)」を参照 |
| (4) 事業内容 | 別紙「みどり市「電話でバス」運行事業仕様書(案)」のとおり。なお、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。また、企画提案時に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。 |
| (5) 支援方法
（補助金） | 運行に要した経費（適正利潤を含む）から、運賃収入その他の収入を差し引いた額（運行損失額）に対し、予算の範囲内において「みどり市乗合バス運行費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。 |
| (6) 運行システム | 原則、市が導入している AI オンデマンドシステムを使用すること。
ただし、システムに関する提案を妨げるものではない。
※MONET Move（MONET Technologies 社製） |

3. 提案上限額（運行損失額の上限額）

金 310,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）※5 年間の総額
運行損失額が提案上限額を超過している場合は失格とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者。
- (5) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。
- (7) 法人税、市税、消費税等を滞納していない者。
- (8) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがない者。
- (9) 情報取り扱いについて不正アクセスの防止、紛失、破棄、破壊、漏洩等の防止を図るため、個人情報保護に関する社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されている者。
- (10) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する又は取得見込みの者。
- (11) 過去 5 年間に重大事故（自動車事故報告規則第 2 条に定める事故）を起こしていない者。

5. 実施スケジュール（予定）

(1) 公告	令和 8 年 10 月 1 日（木）
(2) 質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 9 日（金）
(3) 質問への回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）
(4) 参加申込書等の提出期限	令和 8 年 10 月 20 日（火）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）
(6) 書類審査	令和 8 年 11 月上旬
(7) プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 11 日（水）※予定
(8) 最終審査結果通知	令和 8 年 11 月中旬
(9) 協定締結	令和 8 年 11 月下旬
(10) 運行契約締結	令和 9 年 4 月 1 日

6. 応募に関する留意事項

(1)費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

協議の過程において、本事業の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性がある。

(3)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとする。

(4)本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

7. 提出書類等

本プロポーザルへの参加希望者は次の書類を提出すること。

No	書類名	様式	部数	提出期限
1	質問書	様式 1	1 部	令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時
2	参加申込書	様式 2		令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時
3	事業者概要書	様式 3		
4	業務実績書	様式 4		
5	企画提案書	様式 5	・正本各 1 部 ・副本各 8 部	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時
6	収支計画書	様式 6		
7	運行費明細書	様式 7		

8. 質問及び回答

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類

質問書（様式 1）

イ 提出方法

質問書(様式 1)に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより担当課(巻末に記載)へ提出すること。なお、提出後は未受信を防止するため、必ず電話(閉庁日を除く 9 時から 午後 5 時まで)により

受信確認を行うこと。

※メールの件名は、「質問書 みどり市「電話でバス」運行事業（事業者名）」とすること。

ウ 提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時 まで

(2) 質問に対する回答について

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時までにみどり市ホームページにて公表することとし、個別回答は行わないこととする。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

9. 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式 2)
- イ 事業者概要書(様式 3)
- ウ 業務実績書(様式 4)

(2) 提出方法

持参の場合 閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに担当課（巻末に記載）へ直接提出

郵送の場合 封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と記入し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到着するように提出

書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。なお、提出後は未受信を防止するため、必ず担当課（巻末に記載）に電話（閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）により受信確認を行うこと。

※電子メールの件名は、「参加申込書類一式 みどり市「電話でバス」運行事業（事業者名）」とすること。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 必着

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式 5)
企画提案書の作成上の注意事項については（4）を参照
- イ 収支計画書(様式 6)
- ウ 運行費明細書(様式 7)

(2) 提出方法

持参の場合 閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに担当課（巻末に記載）へ直接提出

郵送の場合 封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と記入し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到着するように提出

書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。なお、提出後は未受信を防止するため、必

ず担当課（巻末に記載）に電話により受信確認を行うこと。

※電子メールの件名は、「企画提案書類一式 みどり市「電話でバス」運行事業（事業者名）」とすること。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 必着

(4) 企画提案書作成上の留意点

- ア 原則、A4 版、用紙縦使い、横書きとすること。
- イ 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。
- ウ 両面印刷で左上 1 箇所にホチキス止めとすること。
- エ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- オ 以下の要素を記載すること。
 - ①業務実施方針・地域理解・課題認識
 - ②課題解決に向けた具体的提案
 - ③運行・安全管理体制
 - ④独自提案・利用促進策

(5) 収支計画・運行費明細書作成上の留意点

- ア 収支計画・運行費明細書の積算は、原則としてすべて消費税及び地方消費税を除いた額で記載すること。
- イ 補助金の算定対象は、消費税を除いた運行損失額とする。ただし、個別の事情がある場合は協議すること。
- ウ 運賃収入についても、消費税相当額を除いた「税抜き額」で計上すること。
- エ 適正利潤（収入の 10%）の算出根拠となる「運行収入」も、税抜き額を基準とすること。
- オ 別紙 2「運行車両一覧」を参照し、車両ごとの経年劣化リスクを考慮した修繕費を積算すること。なお、積算の根拠となった計算式や想定を内訳書に明記すること。
- カ 人件費や燃料費等、すべての費目において税抜き・税込みの混在がないよう注意すること。
- キ 見積金額については、企画提案書提出時点における物価、燃料費、人件費その他の社会経済情勢を基準として積算するものとする。ただし、履行期間が 5 年間にわたることから、今後、物価、燃料費、人件費その他の経済情勢が著しく変動し、当初の見積条件により業務を継続することが困難となった場合には、当該変動の状況及び影響額等を踏まえ、市と受託者で協議の上、必要に応じて運行経費等について見直しを行うことがある。

(6) その他

- ア 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- イ 提出期限までに企画提案書等が事務局に到達しない場合は、失格とする。
- ウ 運行損失額が提案上限額を超える場合は、失格とする。
- エ 選定された企画提案書等は、個人情報及び運行経費等を除き公表することがある。

11. 選定方法

第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）により選定を行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

参加資格要件を満たし、かつ運行損失額が提案上限額の範囲内にある者について、第1次審査を行い、要件を満たした者は第1次審査通過者とする。

第1次審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※第1次審査については非公開とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション及び審査員による質疑応答を実施する。

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※審査員及び第2次審査については、非公開とする。

ア 実施日時

令和8年11月11日（水）※予定

イ 実施場所

みどり市役所 ※時間、場所等の詳細は、別途参加者に通知する。

ウ 実施概要

- ① プレゼンテーション及び質疑応答の順番は、受付順とする。
- ② 1者あたり30分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。
- ③ プレゼンテーション及び質疑応答の出席者は3名までとし、企画提案書の実施体制に記載のある責任者は必ず出席すること。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答は、企画提案書に基づき実施し、パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

(3) 審査内容

評価項目及び配点については、別紙「みどり市「電話でバス」運行事業 評価項目及び配点表」を参照すること。

※いずれの審査においても提案者の得点については公開しない。

※いずれの審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(4) 優先交渉権者の選定及び決定

ア 第1次審査及び第2次審査の総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

イ 最高点が2者以上となった場合は、第2次審査の得点が高い者を優先する。第2次審査の得点が同点の場合は、収支計画書に記載の運行経費が一番低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最終審査の結果については、結果に関わらず参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

エ その他、選定方法に定めのない事項については、審査員の協議により決定する。

(5) 審査結果の発表及び通知

審査結果は、令和 8 年 11 月下旬 に、第 2 次審査に参加した全ての企画提案者に電子メール及び文書により通知するとともに、みどり市ホームページで公表する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

12. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者は、本市と提案内容についての協議を行い、整った場合は速やかに運行協定を締結する。優先交渉権者との契約(協定)が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容について、発注者及び受注者で協議の上、変更を行う場合がある。
- (3) 仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、協定及び契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において、変更を行う場合がある。
- (4) 本業務の契約(協定)は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間又は運行経費等の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。
- (5) 履行期間中に、物価、燃料費、人件費その他の社会経済情勢の著しい変動により、当初の契約条件による業務の継続が困難となった場合は、市と受託者が協議の上、必要に応じて運行経費その他の契約条件について見直しを行うことがある。

13. 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が、下記の事項に違反したとき、または審査委員が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公平な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 他の参加者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (3) みどり市契約規則及び関係法令等に基づく違反をしないこと。
- (4) 暴力団関係者を担当若しくは代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (5) 担当課の指示に従うこと。

14. 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する際は、辞退届【様式 8】を提出するものとする。

15. 問い合わせ

みどり市 政策企画部 企画課 政策調整係
〒379-2395
群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地
(みどり市役所笠懸庁舎 2 階)
電話 :0277-76-0962 (直通)
FAX :0277-76-2449
電子メール :kikaku@city.midori.gunma.jp